

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

板倉町長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格喪失や被保険者証・短期被保険者証・資格証明書・限度額認定証等の各種証明書の発行、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・傷病手当金等の給付、診療報酬明細書の点検・管理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書等に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認 ③公金受取口座を活用した給付</p> <p>なお、他の特定個人情報保有機関から、特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際、中間サーバーを経由し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、併せて、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認に係る事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理制度」を行つために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行つために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険システム</li><li>2 宛名システム</li><li>3 団体内統合宛名システム</li><li>4 中間サーバ</li><li>5 国保情報集約システム</li><li>6 国保総合システム</li><li>7 医療保険者等向け中間サーバー</li></ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

国保資格個人情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>第9条第1項 別表の44の項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条【オンライン資格確認に係る業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 番号法</li><li>・第9条第1項 别表の44の項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</li><li>・第16、24条</li><li>3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</li></ul>
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番69、70及び71 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番1の項から3の項まで、5の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項及び158の項 【オンライン資格確認に係る業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康介護課・税務課
②所属長の役職名	健康介護課長 ・ 税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし
----

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 保険医療係
-----	---

#### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

基幹系システムにおいて、各職員が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧できる制限がかけられている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康介護課・戸籍税務課	健康介護課・税務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護課長 落合 均 ・ 戸籍税務課長 丸山 英幸	健康介護課長・税務課課長	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険等に基づき、～中略～ ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認	国民健康保険等に基づき、～中略～ ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認  「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、～中略～ 医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。  <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、～中略～ 国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の 提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、～中略～ 機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1.国民健康保険システム 2.国保総合システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	1.国民健康保険システム 2.国保総合システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.国保情報集約システム	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(30の項) [別表第二における情報提供の根拠] 項番 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,6 2,78,80,83,87,93,97,106,109 [別表第二における情報照会の根拠] 項番42,43,44,45	番号法第19条第7号及び別表第二(30の項) [別表第二における情報提供の根拠] 項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78, 80,87,88,93,97,106,109,120  [別表第二における情報照会の根拠] 項番42,43  [オンライン資格確認の準備業務] 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(30の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(30の項)	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険等に基づき、届出により国民健康保険の資格喪失や被保険者証・短期被保険者証・資格証明書・限度額認定証等の各種証明書の発行、高額療養費の給付、診療報酬明細書の点検・管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書等に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認  ～以下省略～	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格喪失や被保険者証・短期被保険者証・資格証明書・限度額認定証等の各種証明書の発行、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・傷病手当金等の給付、診療報酬明細書の点検・管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書等に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認 ③公金受取口座を活用した給付  ～以下省略～	事前	公金受取口座を活用した給付に関する事務が令和5年1月に本格運用開始されることに伴い事務を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事前	公金受取口座を活用した給付に関する事務が令和5年1月に本格運用開始されることに伴い事務の根拠を追加
令和7年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格喪失や被保険者証・短期被保険者証・資格証明書・限度額認定証等の各種証明書の発行、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・傷病手当金等の給付、診療報酬明細書の点検・管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書等に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認 ③公金受取口座を活用した給付 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」といいます。)>	国民健康保険法等に基づき、届出により国民健康保険の資格喪失や被保険者証・短期被保険者証・資格証明書・限度額認定証等の各種証明書の発行、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費・療養費・移送費・傷病手当金等の給付、診療報酬明細書の点検・管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書等に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定の確認 ③公金受取口座を活用した給付  なお、他の特定個人情報保有機関から、特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際、中間サーバーを経由し情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、併せて、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」といいます。)>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.国民健康保険システム 2.国保総合システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー 5.国保情報集約システム	1 国民健康保険システム 2 宛名システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 国保情報集約システム 6 国保総合システム 7 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和7年10月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国保資格個人ファイル	国保資格個人情報ファイル	事前	
令和7年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	第9条第1項 別表の44の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条【オンライン資格確認に係る業務】 1. 番号法 ・第9条第1項 別表の44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16、24条 3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(30の項) [別表第二における情報提供の根拠] 項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78, 80,87,88,93,97,106,109,120  [別表第二における情報照会の根拠] 項番42,43  [オンライン資格確認の準備業務] 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番69、70及び71  ②法令上の根拠 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番1の項から3の項まで、5の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、6 5の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項及び158の項 【オンライン資格確認に係る業務】 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か	—	十分である	事後	
令和7年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	基幹系システムにおいて、各職員が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧できる制限がかけられている。	事後	
令和7年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口：板倉町役場 健康介護課 保健医療係	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口：板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	